

消えた税金が教えてくれたこと

神戸海星女子学院中学校3年 棕野 心美

現在はもう使われていない税制度。私は今回の課題に取り組むにあたって、税金には多くの種類があることを知りました。中でも私が興味を持ったのが、「特別土地保有税」という、現在は課税されていない税金です。

特別土地保有税とは、昭和四十九年に導入された制度で、広い土地を所有している個人や企業に課せられていた税金です。当時の日本では地価が上昇し続け、投資目的で土地を買い占める人が増えていました。その結果、本当に家を建てたい人が土地を手に入れにくくなるという問題が起こっていたそうです。こうした状況を改善するために、国はこの税制度を設け、むやみに土地を持ち続けることを抑えようとしました。

ところが、平成十五年度からはこの税の課税が停止されました。理由は、バブル経済の崩壊によって地価が大きく下落し、土地を投資目的で買い占める人が減ったからだと言われています。つまり、特別土地保有税は役割を終えたと判断されたのです。

このことを知ったとき、税制度は一度決まると税率が変動することはあっても、制度自体がなくなることはないと思っていた私の考えが変わりました。社会や経済の状況によって税のしくみは見直され、時には使われなくなることもあるのだと初めて知りました。

また、税金にはただお金を集めるだけでなく、社会の問題を解決するための大切な役割があることにも気づきました。特別土地保有税は、土地の使い方を公平にしようとする意図を持った制度だったと思います。土地の値上がりに困っていた人たちにとってこの制度は暮らしやすさを取り戻すための一歩だったのではないかでしょうか。

現代でも、都市部では住宅価格が高く、多くの人が住まいを確保しにくい状況が続いています。さらに、テレワークの広がりや少子高齢化など、時代が変われば新たな課題も生まれてきます。これから社会でも、こうした変化に応じた新たな税制度が必要になるかもしれません。今回調べた特別土地保有税のように、税金は社会の課題に対応するための「しくみ」であるという視点を持つことが、からの時代にはより一層大切になると思います。

今回の学習で税制度は社会の動きに合わせて変化し続けているということを知ることができました。過去に存在した制度を通して、税には暮らしを守るために工夫や意図が込められていることがわかり、税に対する見方がプラスの方へと大きく変わりました。今後は、社会の動きとともに税の役割にも目を向けながら、自分の考えを深めていけるようになりたいと思います。